

高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第10期）策定業務委託特記仕様書

1. 委託業務名

高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第10期）策定業務委託

2. 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 委託業務の内容

【令和7年度】

(1) アンケート調査業務

地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握や、介護の実態と介護者支援のあり方等を検討することを目的として、次の4種類の実態調査を実施する。

(ア) 日常生活圏域ニーズ調査 (要介護認定者以外の高齢者を対象に記名式で実施)	約 3,800 件
(イ) 在宅介護実態調査 (要支援・要介護認定者を対象（施設入所者を除く）に実施)	約 1,000 件
(ウ) 介護事業従事者調査 (市内居宅介護支援事業所を対象に記名式で実施)	約 27 件
(エ) 介護事業者意向等把握調査 (高砂市で介護サービスを提供している事業所及び市外で高砂市の総合事業の指定を受けている事業所)	約 200 件

(ア) 日常生活圏域ニーズ調査

・実施地域

高砂市（以下、「当市」という。）が設定している日常生活圏域（8圏域）とする。

・調査対象者

実施地域内の65歳以上の介護保険被保険者から属性別（性別、5年齢層、認定の有無等）に、調査対象者を無作為に抽出する（対象者の抽出は市が行う）。

(イ) 在宅介護実態調査

・実施地域

当市が設定している日常生活圏域（8圏域）とする。

・調査対象者

実施地域内の在宅で生活をしている要支援・要介護認定者から属性別（性別、5年齢層、介護度別等）に、調査対象者を無作為に抽出する（対象者の抽出は市が行う）。

(ウ) 介護事業従事者調査

・対象

市内居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員

・調査対象数

市内全居宅介護支援事業所（地域包括も含む）27件（令和7年4月1日時点）

(エ) 介護事業者意向等把握調査

- ・対象
当市で介護サービスを提供している事業所
市外で高砂市の総合事業の指定を受けている事業所
- ・調査対象数
当市内で介護サービスを提供している全事業所約 100 件
市外で高砂市の総合事業の指定を受けている事業所約 100 件

※ (ア) (イ) 共通の事項として、市内 8 地区 (高砂、荒井、伊保、中筋、曾根、米田、阿弥陀、北浜) 別に比較が可能となるように対象者抽出、集計また第 9 期事業計画時の調査結果との比較を可能とすること。

① 調査の実施方法

- ・(ア) (イ) について、発送は郵送、回収は郵便及び Web によりアンケートを実施するものとする。
- ・(ウ) (エ) について、各事業所にハガキにて案内を送付、回収は Web によりアンケートを実施するものとする。

② 調査項目の検討と印刷

- ・調査項目、ページ数等は厚生労働省より示された成案を基に追加設問を加味し、より回答しやすい調査票とするため調査票の再構成を行い、予定ページ数は (ア) (イ) については 16 頁以内、(ウ) (エ) については設問数に適した枚数とする。
- ・紙質は色上質紙とし、両面印刷とする。

③ 封筒作成、封入作業等発送準備について

- (ア) 発送用封筒作成 (角 A4 クラフト窓空封筒)
- (イ) 発送用封筒作成 (発送に適した封筒)
- (ア) (イ) 返送用封筒作成 (長 3 クラフト封筒・料金受取人払い)
- (ウ) (エ) ハガキによる案内文の作成
- (共通) 礼状兼督促ハガキ印刷作成
- (共通) 宛名ラベルの購入 (対象者の抽出・印刷は市が行う)

※調査票の発送準備 (封入、封緘、宛名ラベル貼り等) は受託者が行う。

※調査票の発送、返送、督促ハガキ発送に関する郵送費は受注者の負担とする。(メール便は不可)

④ 調査票の配布及び回収

- ・調査票の配布及び回収は、調査対象者への郵送及び返信により行う。
- ・期間は 1 箇月程度を目安とする。
- ・調査票の配布後、一定期間を経過した時点で、調査票未回答者に回答を求める督促文書 (ハガキ) を送付する。
- ・回答期日までに回答率が 6 割に満たない場合については、再度督促等を行い、調査票の回収に努める。

⑤ 調査結果のデータ入力件数

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・日常生活圏域ニーズ調査 | 回収率見込 75% (2,850 件) |
| ・在宅介護実態調査 | 回収率見込 75% (750 件) |
| ・介護事業従事者調査 | 回収率見込 100% (27 件) |
| ・介護事業者意向等把握調査 | 回収率見込 100% (200 件) |

⑥ 集計分析作業

- ・各調査項目別の単純集計表及び評価結果・属性等のクロス集計を作成
- ・クロス集計については、市の要望に基づき契約期間内であればその都度作成すること。
- ・その他、国が示す分析方法に基づく分析（認定データとの突合分析等）を行うこと。
- ・JAGES〔日本老年学的調査研究〕の調査研究事業にデータ提供を想定しており、提供データを作成すること。
- ・成果物の納品はエクセルファイルにて納品すること。
- ・市内 8 地区（高砂、荒井、伊保、中筋、曾根、米田、阿弥陀、北浜）別に比較が可能となるように対象者抽出、集計また第 9 期事業計画時の調査結果との比較を可能とすること。

⑦ 調査結果報告書

- ・アンケート調査結果及び認定データとの突合分析結果等を取りまとめた報告書を作成すること。（200 ページ程度）
- ・報告書はグラフ、考察等を用いて、1 色刷りでも見やすい、分かりやすい構成とする。

⑧ その他

- ・（ア）から（エ）のアンケート実施、集計分析及び結果報告について、国通知、県通知により示された介護保険事業計画に関する基本指針に基づく事項に対応すること。

（2）成果品

- ・調査結果報告書 50 部（表紙付冊子）
- ・調査結果報告書データ（ワード・エクセルデータ） 一式
- ・集計表データ 一式

【令和 8 年度】

（1）計画策定業務

① 現状分析業務

- ・高齢者施策の評価
現状実施して施策をとりまとめ、必要に応じて各課のヒアリング調査を実施すること。
- ・人口推計、認定者数の推計、第 9 期計画期間の評価を含めた現状分析を行うこと。
市から提供する国保連合会給付実績データ（111,011 データ）を用いて令和 7 年 4 月提供分から令和 8 年 6 月提供分までの給付実績を月遅れ請求及び過誤調整を行った上で分析すること。
- ・事業者別の給付実績を年度別に比較し、1 人当たり単価や日数回数等の推移を把握した上で、全体の給付費に対する影響を分析すること。
- ・「見える化システム」を用いて、圏域及び他市町村比較等を行い、当市における特徴を分析すること。
- ・ニーズ調査の結果を踏まえた課題の分析すること。

- ② サービス事業量推計及び保険料の算出
 - ・「見える化システム」を用いた事業量推計・保険料算出を行うこと。
 - ・事業量推計については、市の要望に基づき担当研究員を派遣し、推計作業を行うこと。市の要望に沿った修正、変更点の説明等を行うこと。
- ③ 計画素案の作成・編集作業
 - ・現計画及び介護保険給付実績等における課題整理
 - ・総合事業に関する量の見込み算出、新規サービスに関する提案等
 - ・第10期計画の素案、最終案の作成
 - ・推進すべき方策・体制及びこれに伴う課題整理
 - ・国、都道府県、その他地方公共団体の動向整理
 - ・保険者機能強化推進交付金の評価指標に対応したもの。
 - ・文章の構成等については推敲と校正を重ね適切な文章にすること。
- ④ 策定委員会の支援
 - ・策定委員会は5回の実施を予定しており、議事録の作成も委託業務に含むため、主担当者を含め最低2名以上の出席とする。また、原則会議は、(様式第3号「本業務の推進体制」に記載のある)担当研究員が出席する事とする。
 - ・会議にて依頼する業務は、事前打ち合わせ対応、会議資料(原稿)作成、会議の運営支援、議事録作成とする。また、会議で発せられた質問の内容によっては会議中に意見を求める場合がある。
- ⑤ パブリックコメントの実施
 - ・当市ホームページ上でパブリックコメントを実施する予定であり、ホームページ掲載用のPDF等の資料作成及び取りまとめをすること。

(2) 成果品 【出典(文献等)、数値根拠(計算式等)を表示すること】

- ・計画書印刷製本(A4版、表紙レザック紙、100頁程度、1色刷り) 200部
- ・計画書概要版(A4版、マットコート紙、8頁程度、4色刷り) 500部
- ・成果品(概要版を含む)のデータPDF版
 - ※概要版については、イラスト作成、デザイン処理を含む
- ・各種データ 一式

※調査業務終了後、その他業務等において使用することが想定されるため、データ入力フォーマットや暗号化等の処理については納品時において市の指示に従うこと。その他、国の配布ソフトや「見える化システム」へのデータ移行、都道府県への報告様式等が発生した場合には、必要データの作成も行うこと。

4. その他

- ① 本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。
- ② 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項につ

いては、その都度協議するとともに、委託者の指示を受けるものとする。

- ③ その他、国及び都道府県への各種報告・資料提出があった場合には、当市の指示する時期に円滑に対応すること。
- ④ 本業務については、個人情報を取り扱うため、本契約業務を受託、または本契約業務に係る事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を受けた法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを「応募申込書」と一緒に提出すること。(申請中や、法人認定ではない資格(担当者個人が有する個人情報保護士等)は対象外とします。)個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うこと。特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。
- ⑤ 本業務で得た情報とその利用、成果品については当市が権利を有するものとする。